

資料－1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
1	環境への配慮	9	第3	1	(4)			「新エネルギー利用に関する法律」による①供給サイドの新エネルギー②需要サイドの新エネルギーを積極的に取り入れ」と記載されておりますが、平成20年1月29日に施行令が改正されており、②需要サイドの新エネルギーの部分が削除されておりますが、新エネルギー利用については、改正された施行令に基づくとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	本施設の規模	12	第3	2				延床面積9800㎡程度について、「歩行者用デッキ等」は建築物と判断しますが、「歩行者用デッキ等」下部（屋外ELV含）を容積対象床面積に算入した場合に施設規模面積を超えenと思われます。「歩行者用デッキ等」の建築基準法の延床面積・建築面積・容積対象床面積の取扱・算入範囲についてご教示下さい。	提案においては、「歩行者デッキ等」下部（屋外ELV含）に施設等を設置する場合は施設規模面積の対象とし、開放された専ら歩行者用に供する部分等については施設規模面積の対象外として取り扱ってください。 なお、確認申請時は、建築基準法の算定基準に従うものとします。
3	本施設の規模	12	第3	2				現説にて、地下機械式駐輪場の設置面積は、表記延床面積(9800㎡)に含まないとのことですが、確認申請上も別と考えてよろしいでしょうか。	確認申請時は建築基準法の算定基準に従うものとします。
4	千里ニュータウン建設記念館	14	第3	3	(2)			まちづくりの歴史や問題点、今後の課題等を研究するのは、利用者もしくは貴市職員という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	高齢者拠点施設	18	第3	3	(3)			高齢者拠点施設については、職員数の記載がありませんが、事務室での利用者の受付等は貴市の職員にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	郵便局	19	第3	3	(3)			郵便局のATMは別途とありますが、専有部分内に郵便局工事に設置されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	施設配置及び動線上の条件	19 20	第3	4	(1)	ア		既存デッキ解体に伴う、下部に設置されている電線等のインフラの切り替え工事の費用負担は吹田市と考えますが宜しいでしょうか。	デッキ下部に設置されている電線等のインフラ切り替え工事の費用は事業費に含みます。
8	ホテルマーレ連絡デッキ内の階段及びエレベーター	19	第3	4	(1)	イ		事業敷地内の階段及びELVの配置【資料3-1】を利便性・通行性など考慮し、ある程度の設置場所移動は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。

資料－1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
9	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	イ	(イ)	ホテルマーレからの歩行者用デッキ部分の屋外階段及び、屋外エレベーターを工事する際には、北側交通広場整備用地を使用できるものと考えますが宜しいでしょうか。	交通広場建設工事に支障の無い範囲での使用については、市との協議事項とします。
10	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	ウ	(ア)	改札前デッキは、桁等の構造部材を存置し、床及び付属施設（手すり等）のみの撤去、改築することも可と理解してよろしいでしょうか。	不可とします。既存の改札前デッキは撤去の上改築を行ってください。
11	阪急南千里駅改札前デッキ	20	第3	4	(1)	ウ	(ア)	改築予定デッキ下部の既存店舗は営業中止と認識していますが、その店舗解体は事業範囲内でしょうか。	改築予定デッキ下部の既存店舗の解体は事業範囲に含まれます。
12	阪急南千里駅改札前デッキ	20	第3	4	(1)	ウ	(ア)	既存デッキスラブ支持はS造柱ですが、一部RC柱での支持されている様に見受けられますが、このRC柱（阪急高架柱ではない）も撤去する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	阪急南千里駅改札前デッキ	20	第3	4	(1)	ウ	(ア)	既存デッキは一部阪急高架柱を利用した支持構造となっておりますが、改築デッキは阪急高架柱と別構造として考える必要があるでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、改築デッキが現在の荷重より重たくなならない計画など阪急高架柱を利用する場合は、全体の構造上の確認をお願いします。
14	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	ウ	(イ)	資料25（改札前デッキの分割施工）及び資料26（仮設通路の位置）を必ず踏襲しなければならないのでしょうか。阪急電車利用者の通路を確保することを前提とし、本施設の工事工程を含めた施工計画、交通広場の工事工程を勘案した結果、資料25及び資料26と異なる仮設通路計画を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書、質問回答の条件を満たし、なおかつ資料25、26に示す必要改札幅を確保した上で、資料25及び資料26と異なる仮設通路計画を提案することも可とします。質問No. 16の回答も参照してください。
15	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	ウ	(イ)	資料25、26の計画図によると工事期間中のホテルマーレからの仮設通路による動線は考慮されていないと思われます。特に考慮する必要は無いものと解釈しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	ウ	(イ)	仮設通路の計画に於いて、動線の垂直移動（階段による上下移動）を伴う計画としても宜しいでしょうか。	地上迂回ルートは認めません。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)			英小
17	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	ウ	(イ)		同上仮設通路設置箇所は北側の交通広場整備用地に設けるよう考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 質問No. 19の回答を参照してください。
18	施設配置及び動線上の条件	20	第3	4	(1)	ウ	(ウ)		要求水準書と資料25、26の計画図により、既存デッキ解体・新設は二期に分けて行う計画となっておりますが、二期工事については線路の南側、敷地西側のスペースを工事用ヤードとして使用できるものとして計画しますが宜しいでしょうか。	当該Ⅱ期工事デッキから府道豊中摂津線に至る敷地については、工事用ヤードとして使用可能ですが、位置、期間、使用範囲等について、タウン管理財団と別途協議を行なってください。
19	阪急南千里駅改札前デッキ	20	第3	4	(1)	ウ	(ウ)		交通広場側に架設予定の歩行者用仮設通路の設置期限について「22年12月まで」との説明がありましたが、事業実施工程から判断して無理であると判断します。設置期限を6ヶ月延伸して欲しいのですが、可能でしょうか。	柱等が交通広場整備工事に支障をきたさない構造、工法を提案する場合、協議可能とします。
20	阪急南千里駅改札前デッキ	20	第3	4	(1)	ウ	(ウ)		Ⅱ期改築範囲に跨る既存雨除けシェルは、改築後も基本的に復旧するとの考えでよろしいでしょうか。	事業範囲内の歩行者動線に設置が必要と考えています。
21	阪急南千里駅改札前デッキ	20	第3	4	(1)	ウ	(ウ)		Ⅱ期工事におけるアズナスエクスプレス店舗の一時移動場所【資料26】について、一般歩行者の安全性・利便性を考慮し、南千里駅寄りに変更してもよろしいでしょうか。	アズナスエクスプレス店舗を南千里駅寄りに変更することは可能です。
22	タクシー待合所兼事務所用地	21	第3	4	(1)	ク			タクシー待合所兼事務所用地を【資料24】に示される想定位置より西側へ配置してよろしいでしょうか。また、設置予定時期についてご教示ください。	タクシー待合所兼事務所用地の配置は【資料24】の想定位置の範囲内とします。タクシー待合所兼事務所の供用開始時期は本施設の供用開始時期と同時期と想定しています。
23	交通広場整備工事への配慮	21	第3	4	(2)				【資料2-2】交通広場建設工事工程表によれば、多くの期間で本事業との輻輳が予想されます。本事業の工事仮囲い設置は必要な確認済証を受理後に施工できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	交通広場整備工事への配慮	21	第3	4	(2)				【資料2-2】交通広場建設工事工程表内の仮設駐輪場の位置は、どの場所に計画されているかご教示ください。	別添資料「仮設駐輪場位置図」を参照してください。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
25	交通広場整備工事への配慮	21	第3	4	(2)			交通広場工事が本事業より先行着手となっておりますが、事業敷地境界を跨いで現存する駐輪場屋根や植栽は、市側にて撤去されると考えてよろしいでしょうか。	本施設事業敷地内の現況歩行者デッキより北側の駐輪場屋根や植栽については市で撤去します。
26	鉄道近接工事への配慮	21	第3	4	(3)			鉄道構造物は軌道の変位・変形量が制限される…とありますが、土留設計に要求されるスペック、影響範囲等を具体的に御指示願います。尚、「影響予測検討業務(FEM解析)」及び「計測管理」は別途工事と解釈します。	提案により阪急電鉄との協議を行ってください。また、要求水準書別添資料13「都市部鉄道構造物の近接施工マニュアル」を参照してください。後段、ご理解のとおりです。
27	各機能の諸室の要求水準に関する事項	22	第3	5				維持管理・運営を行う上で従業員の詰所が必要となりますが、要求事項に満たされている各諸室が含まれていれば設計上に追加してもよろしいですか？	要求水準を満たした上で、維持管理・運営を行うための従業員詰所を追加することは可能です。
28	千里ニュータウン建設記念館機能	24	第3	5	(3)			千里ニュータウン建設記念館機能は、エントランスホールとは区画して機能全体を施錠できるようにしなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	機能全体を施錠できることとします。
29	展示ルーム	24	第3	5	(3)	②		閲覧コーナーとビデオ映像コーナーの面積について、「程度」の記載がありません。他と同様に「程度」と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	千里ニュータウン建設記念館機能(多目的ルーム)	25	第3	5	(3)			講演用の椅子・机等は貴市にて準備されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、椅子・机等の収納に必要な床面積をご教授下さい。	ご理解のとおりです。パイプ椅子100、長机50程度の収納を想定しています。
31	千里ニュータウン建設記念館機能(多目的ルーム)	25	第3	5	(3)			会議室も含め、当該室の申込方法や利用方法等が定められた約款は誰がいつまでに決定するのでしょうか。また予約開始はいつからで、供用開始前に予約を受付ける場合は、事業者が行うのでしょうか。	市が供用開始までに定めます。供用開始前の事業者による予約受付はいたしません。
32	千里ニュータウン建設記念館機能(多目的ルーム)	25	第3	5	(3)			資料11にもあるとおり、音響設備のワイヤレスマイクを準備する方針ですが、当該マイクの電池の更新は市の負担ですか。	市の負担とします。
33	千里図書館機能	27	第3	5	(4)			パンフレット類を開架できる書架を設けることとありますが、パンフレット類の不足分追加や更新による廃棄は、図書館の職員の方が実施されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
34	千里図書館機能の図書館家具	33、34	第3	5	(4)			33・34ページの要求水準欄の表が乱れているので修正をお願いします。	修正します。
35	保健センター南千里分館機能（共通）	37	第3	5	(5)			他の項目にも散見されますが、「機能全体を施錠できる」という表現があります。この意味は例えば1箇所シャッター等を閉鎖すれば、各機能の諸室を施錠しなくても、良いという理解で宜しいのでしょうか。それとも、共用廊下に面した諸室はそれぞれが施錠できれば、この意味を満たすという理解なのでしょうか。	各諸室を施錠し、機能全体も施錠できる仕様とします。
36	保健センター南千里分館機能（倉庫1, 2）	37	第3	5	(5)			倉庫を2室に分けると言う記載がありますが、当該倉庫の貴市が想定している使い方をご教授下さい。	1室は母子の健診や教室等に使用する用品等の収納、もう1室は成人の健診等に使用する用品等の収納を主に想定しています。2室の分け方としては、2対1程度の割合で大小に区分することを想定しています。
37	高齢者拠点施設機能（事務室）	39	第3	5	(8)			貴市の職員が配置されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	高齢者拠点施設機能（温浴施設）	40	第3	5	(8)			温浴施設（男女）部分について、以下の業務は市が行われるのでしょうか、それとも事業者が行うのでしょうか。ご教授ください。①レジオネラ菌検査等対策 ②濾過機の保守 ③浴槽、脱衣所の清掃 ④シャンプー等の消耗品類の補充や交換（当該購入の費用も含む） ⑤湯温の管理	市で実施します。
39	高齢者拠点施設機能のいきがい教室	40	第3	5	(8)			「⑤ 30人規模のパソコン教室に対応できるインターネット環境を整えること」とありますが、61頁第3-6-(4)の記述に従い、配管対応を要求水準の整備要件と考えてよろしいでしょうか。	別添資料「情報通信設備配管、配線工事区分図」を参照してください。
40	高齢者拠点施設機能（教材収納室）	41	第3	5	(8)			お茶の道具や水彩画用紙等の教材は、利用者が自身で教材の出し入れをするのでしょうか。それとも貴市職員が出し入れをするのでしょうか。	利用者自身が利用することを想定していません。

資料－1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
41	市民公益活動施設機能の共通	41	第3	5	(9)			「② フロア全体として無線LANを使用し、配線は埋め込み式・・・配線設備を整えること」とありますが、61頁第3-6-(4)の記述に従い、配管対応を要求水準の整備要件と考えてよろしいでしょうか。	別添資料「情報通信設備配管、配線工事区分図」を参照してください。
42	市民公益活動施設機能（貸ロッカー・貸倉庫スペース）	42	第3	5	(9)	③		鍵付ロッカー大20区画、倉庫スペースを30区画とありますが、当該サイズを明示下さい。	以下のサイズを想定しています。 鍵付ロッカー大20区画（（内寸）W360mm×D520mm×H1,800mm程度、2段式5台分） 倉庫スペース30区画（（内寸）W880mm×D580mm×H600mm程度、3段式10台分）
43	市民公益活動施設機能（市民活動スペース）	42	第3	5	(9)	⑥		パソコンコーナーはパイプシャッター等で閉館時には管理ができるようにすることとありますが、当該フロアには開館日時が異なる3つの機能が入居するので、パソコンコーナーはシャッター等で完全に仕切ることができるようにするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	吹田市国際交流センター機能（理事長室）	43	第3	5	(10)			理事長室は、廊下から直接入室する必要があるでしょうか。	廊下からも直接入室できる必要があります。
45	理事長室	44	第3	5	(10)	②		廊下に面しなくても宜しいですか？また、廊下に面する場合は扉は必要でしょうか？	質問No. 44の回答を参照してください。
46	大学コンソーシアム機能（事務室）	44	第3	5	(11)			②の倉庫は、①の倉庫とは別と言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	南千里地区公民館機能	45	第3	5	(12)			アップライトピアノの調律等は貴市が実施されると言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	南千里地区公民館機能	45	第3	5	(12)			各機能毎にも共通の質問ですが、各機能の会議室や倉庫等の運営は各機能の職員の方が行うという理解で宜しいでしょうか。	千里ニュータウン建設記念館の多目的ルームを除き、各機能の会議室や倉庫などの運営（催事の開催、貸出など）は市が行います。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
49	(仮称) 千里コミュニティプラザ機能の共通	46	第3	5	(13)			②で多目的ホールと調整室は床レベルを揃えることとなっています。調整室は別添資料12で舞台に正対させることとなっていますが、多目的ホールの移動観覧席も舞台と正対するため配置が困難です。調整室は機能上支障がなければ多目的ホールと床レベルを揃えなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	千里コミュニティプラザ機能(多目的ホール)	47	第3	5	(13)			多目的ルームと同様、多目的ホールの利用約款はいつまでに決定されるのでしょうか。また当該部分の予約受付や料金徴収等の業務は全て市が実施されるという理解で宜しいでしょうか。	利用約款は当該機能担当課が予約受付開始までに定めます。機能についての業務は、本事業に含みません。
51	(仮称) 千里コミュニティプラザ機能の視聴覚室	48	第3	5	(13)			「③ カラオケ(有線)ができる設備を整えること」とありますが、通信端末装置、スピーカー、マイク等の1式が事業者整備の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	平和祈念資料室機能の視聴覚コーナー	50	第3	5	(14)			「③ 視聴ブース3台の設置スペースを確保し、設備環境を整えること」とありますが、ブース及び映像機器は整備対象外とし、整備範囲はスペースと配管対応のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	駐輪施設機能	51	第3	5	(15)			本事業において整備する市営地下機械式駐輪場には、料金精算機の設置は必要でしょうか。	料金精算機の設置は必要です。
54	駐輪施設機能	51	第3	5	(15)			交通広場に設置する市営駐輪場の地下機械式駐輪施設の保守、修繕・更新及び大規模修繕は貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	駐輪施設機能	51	第3	5	(15)			市営駐車場における利用者からの要望及び苦情等については、貴市にて対応されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	駐輪施設機能	52	第3	5	(15)			利用者にとって市営駐輪場と附置義務駐輪場の区別がつきにくく、機械式ゲート等の操作法の説明や何らかのトラブルがあった場合、市側、事業者側のいずれの管理員であれ、対応できるようにすることが利用者に対して親切であると考えますが、料金徴収などの金銭が絡むもの以外の業務を協同で行うことは可能でしょうか。	基本的に業務を協同で行うことは不可とします。ただし、利用者の誘導等については協同で行うことができるものと考えています。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
57	駐輪施設機能	52	第3	5	(15)			地下には管理事務室2が配置されますが、事業者側と共同で利用することはできないでしょうか。	共同で利用することはできません。事業者側で管理事務室等が必要な場合は別途設置してください。
58	郵便局機能	53	第3	5	(16)			バイクの台数やワゴン車は所有されるのでしょうか。所有される場合、駐輪・駐車場所はどこをお考えですか。	所有はしませんが、連絡用等として駐車場の利用を想定しています。
59	共用機能	53	第3	5	(17)	⑧		公衆電話の設置が義務付けられていますが、NTT所轄の公衆電話は採算性からNTTが設置をしない方針になっています。民間事業者でも設置できる種類の電話機でも構わないという理解で宜しいでしょうか（この場合機能が限られます）。またそれでも良い場合も含め、利用料金の徴収や所属はどちらになりますか。	民間事業者でも設置できる種類の電話機は不可とします。NTTとの折衝は市で行います。利用料金の徴収や所属は市とします。
60	共用機能	53	第3	5	(17)	⑧		リターン式のコインロッカーを設置するとありますが、両替機の設置は必要ありませんか。必要な場合は事業費に含まれるのでしょうか。	両替機の設置の必要はありません。
61	駐車場	54	第3	5	(17)	④		車椅子使用者駐車可能スペースは2台程度とありますが、1台でも宜しいでしょうか？	「大阪府福祉のまちづくり条例」について、整備基準を満足させるとともに、誘導基準にも配慮してください。
62	中央監視室	54	第3	5	(17)			中央監視室は、警備員室、警備員控え室、清掃員控え室及びコンシェルジュ控え室等を3つもしくは2つの諸室を1つの諸室として兼用することは可能でしょうか。	兼用することは可能です。
63	トイレ・多機能トイレ	54	第3	5	(17)	①		各階に設置とありますが、地階にも必要でしょうか。（給湯室は地階を除くと明記がある為）	駐車場、駐輪場、管理室等のみの部屋の想定であれば、必要ありません。
64	外構施設	55	第3	5	(18)			外壁面に懸垂幕や横断幕の設置はされないのでしょうか。	懸垂幕や横断幕の設置は想定していません。
65	照明器具設備	60	第3	6	(4)			③「外灯はLEDを採用し」、とありますがLEDでは広域の照度を確保するのに不向きな為、LED程度(エバーライト等)の長寿命照明を採用と考えてもよろしいですか	市有建築物においては環境性能を重視し、LEDを積極的に採用しています。

資料－1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
66	情報通信設備	61	第3	6	(4)			「① 市の行政サービスに対応した配管・配線を行うこと」とありますが、ネットワーク機器（ルーター、スイッチ、フロアハブ等）の整備費及びサーバー、PCの移設・調整費は事業者整備の対象外と考えてよろしいでしょうか。	別添資料「情報通信設備配管、配線工事区分図」を参照してください。
67	情報通信設備	61	第3	6	(4)			「⑤ 各機能の事務・執務スペースの情報システム用の配線に対応した配管を行うこと」とありますが、ネットワーク機器及びサーバー、PCの移設・調整費は事業者整備の対象外と考えてよろしいでしょうか。	別添資料「情報通信設備配管、配線工事区分図」を参照してください。
68	テレビ共同受信システム	61	第3	6	(4)			「① CATVが受信可能な設備の設置と配管対応を行うこと」とありますが、インフラ調査の結果、現状はCATV用配管が敷地周辺に敷設されていないと認識しています。CATVの敷地までの管路整備は整備対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	備品に関する事項 資料10	64	第3	6	(1)			市が調達した備品で、維持管理も市が行う備品類の修理や更新の負担は市という理解で宜しいでしょうか。また資料10に記載のない備品の調達や維持管理は市が行うという理解で宜しいでしょうか。	前段、市が調達し、市が維持管理を行う備品については当然、市が費用を負担します。後段、資料10に記載がないもの(中央監視室など、事業者が独自に整備し、維持管理を行う備品を除く。)は市が整備、維持管理を行います。
70	業務報告書	74	第4	1	(10)			日報は業務要求水準書では事業者にて保管し、市の要請に応じて提出することの記載がありますが、事業契約書(案)25頁第64条(業務報告書の提出)では、日報は毎日貴市に提出との記載があり、モニタリング及び減額措置等2頁の日常モニタリングでは毎日貴市に提出との記載となっております。事業契約書が正しいという理解でよろしいのでしょうか。	事業契約書(案)が正です。業務要求水準書を訂正します。
71	業務報告書	74	第4	1	(10)			日報を毎日貴市に提出する場合、吹田市役所(本庁)まで提出しなければならないのでしょうか。それとも本施設に貴市の施設窓口担当者を配置されて、当該担当者に提出すればよろしいのでしょうか。	前段、本施設の管理を担当する部署(未定)に直接持参して提出してください。後段、現時点では本施設内を予定しています。
72	諸室利用料の設定	75	第4	3	(1)			運用方法、約款は市が決定されるのでしょうか。	市が定めます。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
73	使用料の徴収に関する業務	75	第4	3	(2)			多目的ルームの使用料及び駐車料金については事業者が徴収を行うことになっておりますが、徴収した料金はどのようなタイミング、頻度で市に納めるのでしょうか。	市の指定する金融機関の営業日に、前日分を市指定の納付書により毎日入金してください。
74	業務の対象範囲	75	第4	5	(2)			歩行者用デッキ等の建築設備全般の大規模修繕も事業者の負担でしょうか。	歩行者用デッキ部分に関する建築設備全般の大規模更新は事業者の業務対象範囲外とします。
75	劣化等への対応	77	第4	5	(3)	エ		一般的（通常市が使用する形式）な蛍光灯とありますが、市が通常使用する型式を開示下さい。	昼白色40W(FHF32EX-N)を主に使用しています。
76	多目的ルーム保守管理業務	77	第4	6	(3)			音響設備の経年劣化による消耗品の交換については、事業者の負担と言う理解でよろしいでしょうか。	軽微な消耗品・破損部品の交換は事業者の負担で行ってください。
77	多目的ルーム保守管理業務	77	第4	6	(3)	イ		音響設備の保守管理について、「軽微な消耗品・破損部品の交換については無償で行うこと」とありますが、軽微とは1件あたりどの程度の金額をお考えでしょうか。	機器の分解を要しない補修とします。
78	環境衛生業務	78	第4	8	(3)			建築物衛生管理技術者は2009.3.9公表の様式集及び記載要領（案）の質疑回答No.13において、当該技術者は、本施設に常駐する必要はないとの回答でしたが、どちらが正しいのでしょうか。	入札説明書に関する質問No.19の回答を参照してください。
79	環境衛生業務	78	第4	8	(3)			建築物衛生管理技術者は、本施設に常駐する場合、必ず1名以上は当該技術員が配置するという理解でよろしいでしょうか。	質問No.78の回答を参照してください。
80	環境衛生業務	79	第4	8	(3)	イ	(ア)	残留塩素の測定周期：毎日定点という表現がありますが、法律上は1回/週です。毎日実施するという表現で宜しいでしょうか。	毎日実施します。
81	清掃業務の業務時間	80	第4	9	(4)	イ		業務時間は事業者の提案とありますが、開館時間前に処理する必要のある箇所、開館時間中は問題のある箇所、閉館後の清掃の時間指定・制限等はございますか。	各機能の開館時間までに日常の清掃は終了していることとします。閉館後の制限はありません。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
82	清掃業務の業務時間	80	第4	9	(4)	イ		作業が午前中で終了した場合、午後からは無人という形は可能でしょうか？又は開館時間内において緊急の作業が必要となった場合に備えて終日一名の常駐を見る必要がございますか？	開館時間中も緊急の作業等のため常駐が必要です。人数については、施設の規模等考慮して事業者の提案とします。
83	清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア) b	日常清掃は、毎日実施しなければならないのでしょうか。	各機能の開館日以外は、毎日実施します。
84	清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア) b	郵便局の専有部分の日常清掃及び定期清掃は清掃業務対象範囲外と言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア) b	郵便局の専有部分の日常清掃及び定期清掃は清掃業務対象範囲の場合、閉局時間における清掃業務（日常清掃・定期清掃）は可能でしょうか。不可能な場合、郵便局利用者がいる中での清掃業務は不可能と考えます。その場合、閉局時間における清掃を実施させて頂き、郵便局の職員の立会いのもと清掃業務を実施すると言う理解でよろしいでしょうか。	質問No. 84の回答を参照してください。
86	清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア) b	日常清掃は開館時間までに仕上げなければならないのでしょうか。	質問No. 81の回答を参照してください。
87	清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア) b	2008.12.10公表の要求水準書（案）の質疑回答No.112において日常清掃及び定期清掃は各諸室（専有部内）も清掃業務の対象範囲内であるとの回答でしたが、2009.4.6公表の業務要求水準書（案）（H20.12.10追加回答）の回答No.49,50では温浴施設のトイレ及び浴槽は清掃対象範囲外であるとの回答になっております。どちらが正しいのでしょうか。また、清掃業務対象範囲によりサービス購入料も変わりますので、温浴施設のトイレ及び浴槽以外に日常清掃及び定期清掃の業務対象範囲外をご教授下さい。	H20.12.10公表の追加回答No.49、50のとおりとします。定期清掃は要求水準書第4の9の(4)のウの(ア)のbを参照してください。

資料－1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)			英小
88	清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア)	b	2009.4.6の業務要求水準書(案)に関する質問回答(H20.12.10追加回答)において、高齢者拠点機能の温浴施設及び温浴施設内のトイレについては、日常清掃の対象範囲外と言う回答ですが、他に日常清掃の対象範囲外の諸室があればご教授下さい。	業務要求水準書第4の9の(2)を参照してください。
89	定期清掃業務	80	第4	9	(4)	ウ	(ア)	b	定期清掃において剥離洗浄が含まれていませんが、こちらも提案という形でもよろしいですか？	当該記載は例示であり、具体的な内容は事業者の提案によります。
90	清掃業務	80	第4	9					各機能の専有部分の清掃頻度や要求水準範囲について、殆ど指定がありません。また提案様式にも具体の記載が求められていませんが、これでは仕様を手厚く考えたグループとそうでないグループ間の比較検証をどう行われるのでしょうか。手厚く提案したグループの入札金額だけが高くなり、結果非常に不利な状況になるので、新たな要求水準での定義付けや様式の追加をお願いします。(時間を要するのであれば、提案締切日を後倒しにする等の措置を頂いても構いません)	清掃業務の実施体制・内容等については、維持管理計画の審査の視点、配点をふまえて、事業者にて判断してください。
91	清掃業務	80	第4	9					ガラス清掃の記載がありませんが、必要ないのでしょうか。また必要でしたら、最低の頻度と範囲(内外面等)をお示しください。	ガラスの清掃は定期清掃に含みます。
92	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	共用部分に施設利用者等が廃棄するゴミ置場を置くことは可能でしょうか。ゴミ箱を置くことが不可の場合、施設利用者はどこにゴミを廃棄すればいいのかご教授下さい。	必要最小限のごみ箱を設置することは可能です。
93	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	一般廃棄物ごみ収集は各諸室のゴミ箱の中のゴミを収集すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	各諸室にて、紙類、燃えるゴミ及び燃えないゴミ等の分別処理はされていると言う理解でよろしいでしょうか。	各機能ごとに燃えるごみとリサイクル用の紙類、ビン、缶、ペットボトルの分別はしています。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)			英小
95	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	清掃範囲である室のゴミ箱の上に雑誌、書類及び資料等があった場合は、収集しなくてもよろしいのでしょうか。	収集してください。
96	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	2008.12.10に公表された業務要求水準書(案)の質問回答No.118にてゴミを1ヶ所にまとめることは不可能とありますが、廃棄してよい一般廃棄物、ダンボール及び古紙の判断基準をご教授下さい。	質問No. 94の回答を参照してください。
97	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	ごみの収集時間については、事業者の提案によるということによろしいのでしょうか	事業者の提案に委ねます。
98	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	各室のゴミ箱は事業者にて設置するのでしょうか。また、設置総個数はどの程度をお考えでしょうか。具体的な場所と個数を明示下さい。	質問No. 94の回答を参照してください。
99	ごみ処理業務	81	第4	9	(4)	ウ	(エ)	b	各機能から排出される新聞紙やパンフレット類の量はどの程度なのでしょうか。またそれらの屋外ゴミ置場への搬出も事業者が行うのでしょうか。	量については、把握できません。搬出は事業者が行います。
100	警備業務	83	第4	11	(3)	ウ			警備業務における有人警備は365日無休と言う理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	警備業務	83	第4	11	(3)	ウ			夜間に警備員室の警備員が巡回業務を履行した場合、警備員室を空にすることは可能でしょうか。	p.83「ウ 基本業務」に示すとおり、有人警備の時間帯(24時間)には、警備員室に必ず1名以上の警備員が常駐するようにしてください。
102	警備業務	83	第4	11	(3)	ウ			機械警備も併用されていることもあり、警報が発報した場合、即時対応可能であれば、警備員が仮眠することは可能でしょうか。	要求水準を満たしたうえで、業務の実施方法は事業者の提案にゆだねます。
103	警備業務	83	第4	11	(3)	ウ			警備員1名が巡回により警備員室を空にすることは、要求水準書違反となるのでしょうか。要求水準書違反となる場合は、1名は巡回している間は他の1名が警備員室に常駐している2名以上の警備員が必要と言う理解でよろしいのでしょうか。	質問No. 101の回答を参照してください。

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)			英小
104	警備業務	84	第4	11	(3)	エ	(キ)		図書館の休館日以外の日、図書館返却ポストの整理業務は、図書館の職員が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	警備業務	84	第4	11	(3)	エ	(ク)		会議室等の開錠は、全ての会議室の開錠をしなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、執務時間内の各施設の開錠は、市の職員が行います。
106	警備業務	84	第4	11	(3)	オ			18時から22時までの間は、警備員は、2階エントランスホールにおいて、1名が常駐しとの記載がありますが、エントランスホールとは、総合受付コーナーという理解でよろしいでしょうか。	エントランスホール内であれば、総合案内コーナーである必要はありません。具体的な業務実施場所は事業者の提案によります。
107	夜間特殊業務	84	第4	11	(3)	オ	(ウ)		夜間特殊業務に利用料金の徴収等が含まれておりますが、90頁第5-2-(2)イでは多目的ルームの業務時間は9時から18時までと読めます。どのような形で18時から22時までに利用料金の徴収等が発生するのでしょうか。	18時から22時までは警備業務の夜間特殊業務に含めます。コンシェルジュ業務として実施するのが、9時から18時までです。また、多目的ルームの開館時間は9時から22時までです。
108	警備業務	84	第4	11	(3)	カ	(ア)		郵便局は、専有部分を単独で機械警備をされるという理解でよろしいのでしょうか。(日本郵政公社の警備マニュアル等に基づく機械警備)	ご理解のとおりです。
109	警備業務	84	第4	11	(3)	カ	(ア)		1階、2階、3階の外部に面した室等にセンサー等を配置とありますが、郵便局の当該部分にも設置するという理解でよろしいのでしょうか。	郵便局内部の設計、工事は本事業に含みません。
110	警備業務	84	第4	11	(3)	カ	(ア)		郵便局の外部に面した部分にセンサー等を設置して、ガラスを割って不審者が侵入した場合、事業者が郵便局内に入ることは可能なのでしょうか。不可能な場合、誰が対応するのかご教授下さい。	郵便局の警備は郵便局で行います。第4の11の(2)を参照してください。
111	修繕業務	85	第4	12	(2)				修繕業務の業務対象範囲は、建築物、建築設備及び外構施設とし、各々の保守管理業務と一体的に実施する記載があります。また、外構施設保守点検業務の業務対象範囲に歩行者デッキがあります。業務要求水準書では、歩行者デッキは修繕業務の業務対象範囲内と読めますが、2009.4.1の業務要求水準書(案)[変更版]の質疑回答No.49では歩行者デッキは修繕業務の業務対象範囲外とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	歩行者用デッキ等は修繕業務の対象範囲に含まれません。修繕業務の業務対象範囲にある「外構施設」とは、第4の7の(2)に規定する事業敷地内の外構施設(ごみ置き場、門扉、圍障、案内板、外灯等)を指します。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
112	修繕業務	85	第4	12	(2)			修繕業務の業務対象範囲は、建築物、建築設備及び外構施設とし、各々の保守管理業務と一体的に実施する記載があります。また、外構施設保守点検業務の業務対象範囲に歩行者デッキがあります。業務要求水準書では、歩行者デッキは修繕業務の業務対象範囲内と読めますが、2009.4.1の業務要求水準書(案)[変更版]の質疑回答No.49では歩行者デッキは修繕業務の業務対象範囲外とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	質問No.111の回答を参照してください。
113	修繕業務	85	第4	12	(2)			第三者による破損等については、貴市が明らかに事業者の費用負担によることが適切であると判断された場合、事業者が当該第三者に損害賠償請求することは可能という理解でよろしいでしょうか。	対応方法については、発生の都度、市と事業者で協議して定めることとします。
114	修繕業務	85	第4	12	(3)			入札公告等の公表が平成21年4月6日であり、当該公告等の回答が平成21年4月27日であります。平成21年4月27日の回答があるまで長期修繕計画の作成ができず、修繕項目の抜け等により適正でない計画書の提出が考えられます。そこで、適切な長期修繕計画書を作成するために入札・受付日を再考していただくことは可能でしょうか。	入札・受付日は平成21年6月1日とします。
115	修繕業務	85	第4	12	(4)			軽微な修繕・更新の「軽微」の定義をご教授下さい。	質問No.77の回答を参照してください。
116	修繕業務	85	第4	12	(4)			軽微な修繕・更新も完成図書に反映し、貴市に提出及び四半期総括書において報告しなければならないのでしょうか。	完成図書に反映させるものとして、軽微な修繕・更新は除きます。四半期総括書においては実際に実施した修繕・更新の内容及び実施に要した費用を記載してください。H20.12.10公表の要求水準書に関する質問のNo.155及びNo.156の回答を参照してください。
117	駐車場・駐輪場業務	86	第4	13	(1)			市営駐輪場の放置自転車、放置原付及び放置自動二輪の対応は貴市にて対応されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
118	駐車場・駐輪場業務	86	第4	13	(1)				付置義務駐輪場の放置自転車、放置原付及び放置自動二輪については、事業者の判断にて廃棄してよろしいのでしょうか。それとも貴市の指示に従うという理解でよろしいのでしょうか。	市の指示に従ってください。
119	駐車場・駐輪場業務	86	第4	13	(1)				駐車場の放置車両については、事業者の判断にて廃棄してよろしいのでしょうか。それとも貴市の指示に従うという理解でよろしいのでしょうか。	質問No. 118の回答を参照してください。
120	駐車場・駐輪場業務	86	第4	13	(3)				駐輪場・駐車場は365日無休という理解でよろしいのでしょうか。	附置義務駐車場、駐輪場については、全館休館日(年末年始)は休業日となります。
121	駐車場・駐輪場業務	87	第4	13	(3)	ウ			回収・精算した料金とジャーナルの料金との過不足が必ず発生します。この過不足については、免責金額は設定して頂けるのでしょうか。	今後、市で決定します。
122	駐車場・駐輪場業務	87	第4	13	(3)	ウ			サービス券の発行は必要でしょうか。その場合、サービス券対応はどのようなシステムをお考えでしょうか。またサービス券を発行する場合、サービス券のロール紙、インク代等の消耗品は市の負担という理解で宜しいでしょうか。	サービス券の発行は必要と考えています。消耗品は市の負担とします。
123	駐車場・駐輪場業務	87	第4	13	(3)	エ			駐車場・駐輪場の管理業務において、事業者は駐車車両の盗難、車上荒らし等の管理責任は負わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	駐車場・駐輪場業務	87	第4	13	(3)	エ			長期の不法駐輪・不法駐車が発生した場合、撤去費用は市の負担ということではよろしいでしょうか。	市の負担とします。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
125	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	ア		2008.12.10に公表された業務要求水準書(案)の質問回答No.201にてコンシェルジュと千里ニュータウン建設記念館の要員を同一要員という理解でよいという回答がありました。また、平成21年4月1日公表の業務要求水準書(案)[変更版]に関する質疑回答No.3において千里ニュータウン建設記念館の事務室は千里ニュータウン建設記念館の運営担当者が使用する事務室という記載があり、当該事務室(千里ニュータウン建設記念館)においても1名以上の常駐要員が必要と読み取れる記載になっております。さらに、平成21年4月6日公表の要求水準書90頁の(1)業務内容において千里ニュータウン建設記念館の要員は総合受付コーナーにおいて利用の受付、利用料金の徴収等、施設の説明、利用中の対応を行うと記載があります。千里ニュータウン建設記念館の要員は総合受付コーナーにてコンシェルジュが兼務できるのでしょうかそれともコンシェルジュと千里ニュータウン建設記念館それぞれに要員が必要なのでしょうか。	総合案内コーナーの配置人員数は事業者の提案によります。要求水準を満たしたうえで、コンシェルジュ業務と千里ニュータウン建設記念館運営業務を行う要員を同一とすることは可能です。また、要求水準を満たしていれば、千里ニュータウン建設記念館の事務室に職員を常駐させる必要はありません。
126	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	ア		総合受付コーナーでは、コンシェルジュ1名が常駐すればよろしいのでしょうか。それともコンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館のそれぞれの要員が常駐すればよろしいのでしょうか。千里ニュータウン建設記念館の要員が総合受付コーナーに常駐するとなれば、千里ニュータウン建設記念館の事務室は空という理解でよろしいのでしょうか。	質問No.125の回答を参照してください。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か+	(か+)		
127	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	ア		コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館の要員の考え方は次の①～③のどれが正しいのでしょうか。①コンシェルジュが千里ニュータウン建設記念館の要員を兼務して1名で総合受付コーナーに常駐すればよろしいのでしょうか。②コンシェルジュが1名、千里ニュータウン建設記念館の要員が1名の合計2名が総合受付コーナーに常駐して千里ニュータウン建設記念館の事務所は空でよろしいのでしょうか。③コンシェルジュが1名、千里ニュータウン建設記念館の要員が1名の合計2名が総合受付コーナーに、千里ニュータウン建設記念館の事務所に1名常駐の合計3名を総合受付コーナー及び千里ニュータウン建設記念館の事務所それぞれに常駐させるのでしょうか。上記①～③がどれも正しいものがない場合、貴市のお考えをご教授下さい。	質問No. 125の回答を参照してください。
128	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		千里ニュータウン建設記念館のホームページ等を作成した場合、貴市のホームページからリンクさせることは可能でしょうか。	可能です。
129	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		要員1名程度で実施可能な軽微な模様替えとありますが、おそらくコンシェルジュは女性になりますので、女性1名でも可能という理解でよろしいのでしょうか。	軽微な模様替えに対応できるのであれば、性別は問いません。
130	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		概ね3年に1回程度の頻度で専門業者が行う大規模なレイアウト・模様替えとありますが、当該業務も事業対象範囲内という理解でよろしいのでしょうか。	展示ルームの展示資料のレイアウト・模様替え等は事業者が行ってください。
131	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		概ね3年に1回程度の頻度で専門業者が行う大規模なレイアウト・模様替えが事業対象範囲内である場合、レイアウト及び模様替えの内容が全く未定ということで、想定金額をサービス対価に含めるという理解でよろしいのでしょうか。	展示ルームの面積や資料19の資料の一部を使用しての模様替えを考慮して、サービス対価に含めてください。
132	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		概ね3年に1回程度の頻度で専門業者が行う大規模なレイアウト・模様替えの想定金額をサービス対価に含めることが可能な場合、当該想定金額を上限に貴市と事業者の協議の上レイアウト及び模様替えするという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
133	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		コンシェルジュ業務の実施時間は9時から18時とありますが、この時間帯の中で1時間程度の休憩を取得することは可能でしょうか。その場合、総合受付コーナーが空になることは可能でしょうか。	9時から18時までは必ず1名以上が総合案内コーナーにおいて常駐し、コンシェルジュ業務及び千里ニュータウン建設記念館運営業務を実施してください。配置人員のシフト体制は事業者の提案によります。
134	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		コンシェルジュ業務の実施時間は9時から18時とありますが、この時間帯の中で1時間の休憩を取得する時に、総合受付が空になることは可能でしょうか。	質問No. 133の回答を参照してください。
135	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		千里ニュータウン建設記念館の運営業務の実施時間は9時から18時とありますが、この時間帯の中で1時間程度の休憩を取得することは可能でしょうか。その場合、千里ニュータウン建設記念館の事務室が空になることは可能でしょうか。	質問No. 125及びNo. 133の回答を参照してください。
136	コンシェルジュ及び千里ニュータウン建設記念館運営業務	90	第5	2	(1)	イ		千里ニュータウン建設記念館の運営業務の実施時間は9時から18時とありますが、この時間帯の中で1時間の休憩を取得する時に、当該記念館の事務所が空になることは可能でしょうか。	質問No. 125及びNo. 133の回答を参照してください。
137	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(2)			飲食スペースのサービス提供時間について、休業日の定めがありませんが、年末年始の営業も必須ということでしょうか。	年末年始の全館休館日は休業日としますが、営業日は事業者の提案によります。なお、飲食スペース運営業務の内容は加点項目審査の対象となります。
138	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(2)			飲食スペースの店名の外部へ向けての掲出や広告などの宣伝活動については、事業者の判断で行えるものという理解でよろしいでしょうか。	市と事業者で協議して決定します。
139	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(2)			提供メニューの価格は事業者の提案とありますが、原材料の高騰が生じた場合などには、事業者判断で販売価格に転嫁することは可能でしょうか。	可能です。
140	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(2)			希望するメニューの種類、具体的な価格帯は事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料-1 要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)		
141	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(2)			サービス形態は事業者の提案とありますが、各施設への出前サービスは行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	一部施設で制限がありますが、事業者の提案により出前サービスを行うことは可能です。
142	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(3)	エ		前回の質問でサービス提供時間は事業者の提案という回答を頂きましたが、業務開始日については供用開始日（H24.4.1）になるのでしょうか。	業務開始日は供用開始日（平成24年4月1日）になります。
143	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(3)	オ		飲食スペースの使用料の考え方についてお聞きします。厨房のように囲われたスペースは面積が確定しやすいですが、共用廊下等のスペースにテーブルと椅子を設置した場合、当該部分の面積の考え方はどうなりますか。また、共用廊下等にそれらを設置して、飲食目的以外の方の利用を認めた場合でも、使用料の対象になるのでしょうか。	共用廊下への設置は認められません。
144	飲食スペース運営業務	91	第5	3	(3)	オ		当該使用料の他、別途敷金や礼金の条件はありますか。また当該使用料の支払方法はどのようになりますか。使用料の改定も定期的にあるのでしょうか。ご教授下さい。	当該使用料のみで、市指定の納付書による支払となります。使用料の改定は、毎年度行います。
145	業務内容	92	第5	4	(1)			設計・工事期間中にSPCとして、工事現場に自動販売機を設置し、収益をあげることは可能でしょうか？また、その場合、その使用土地分の行政財産目的外使用料は発生しますでしょうか？	設置は可能です。行政財産目的外使用料は発生しません。
146	飲食スペース運営業務	92	第5	4	(3)			自動販売機設置の際には、缶・ペットボトル専用のゴミ箱も隣接して設置しますが、かかるゴミ箱の設置面積についても、行政財産の目的外使用料の支払対象に含まれるのでしょうか。	含まれません。
147	飲食スペース運営業務	92	第5	4	(3)	カ		自販機をコーナーとして囲った場合（3方壁）の使用料は、コーナー全体の面積が対象になるのでしょうか。それとも自販機自体の面積が対象となるのでしょうか。	自動販売機の面積が対象です。